

第5次住居表示整備事業についてのお知らせ

実施区域内の町の境界と町名が 決まりました



広報ほんじょう平成18年9月号でお知らせした「第5次住居表示整備事業」について、住居表示整備審議会から実施区域の町の境界と町名が次のとおり答申されました。
なお、新住所の施行は、11月1日を予定しています。

◆新しい町の境界

下図を参照してください。

◆新しい町名

- ・朝日町1～3丁目
- ・五十子1～3丁目
- ・四季の里1～3丁目

◆今後のスケジュール

街区割り(町の分け方)および住居番号決定のための現地調査(3月)

町の境界と町名を正式に決定(7月)

街区割りおよび住居番号の決定通知(9月)

新住所の施行(11月)

なお、寿1丁目については、区画整理事業による街区割りの変更をあわせて行います。

*実施区域にお住まいのみなさんには、資料を送付しました。詳しくは、左記まで

お問い合わせください。

まちづくり課 1118

(図)第5次住居表示実施区域



こ ころ そう だん いん しょう ちゅうがくせい
「子どもの心の相談員」から小・中学生のみなさんへ

いじめのこと、^{がっこう}学校や^{とも}友だちのこと...

ひとりで^{なや}悩まず、^{そう だん}相談して!

いじめのこと、^{がっこう}学校や^{とも}友だちのことで、あなたは^{なや}悩んでいませんか。

あなたの^{まわ}周りに^{くる}苦しんでいる人はいませんか。

だれかに^{はな}話しても「何も^{なに}変わらない」って^{おも}思っていますか。

そんなことはありません!

わたしたち「^こ子どもの^{こころ}心の^{そうだんいん}相談員」があなたの^{ちから}力になります。

どんなに^{ちい}小さなことでもかまいません。

^{ゆうき}勇気を出して^{そうだん}相談してください。

わたしたちといっしょに^{かいけつほうほう}解決方法を^{かんが}考えましょう。

あなたからの^{でんわ}電話を^ま待っています。



^{でんわ}まずは電話で^{そうだん}相談を・・・ 0495-21-7337

^{そうだん}相談できる日 ^{がつ}3月^{にち}30日 ^{まいしゅうか}までの毎週火・木・^{もく}金曜日

^{そうだん}相談できる時間 ^{ごご}午後1時^じ30分～^じ5時

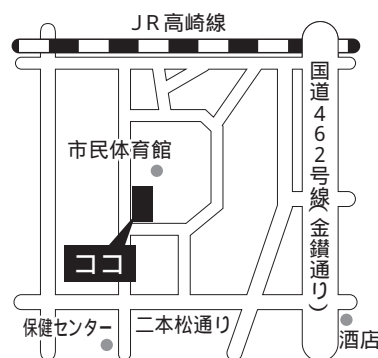
^{そうだん}相談相手 ^こ子どもの^{こころ}心の^{そうだんいん}相談員(心理士)

^{そうだんいん}相談員のいる場所 ^{ふれあい}ふれあい教室

(^{おしまみなみ}小島南1-8-4、^{きゅうきんろうかい}旧勤労会館^{かい}2階)

^{ごご}午後3時から^じ5時までの間は、^{あいだ}直接会いに行^いって^{そうだん}相談する

こともできます。(電話をしてから来てください。)



～保護者のみなさんへ～

市教育委員会では、いじめ、学校や友だちとのことなど、さまざまな不安や悩みを抱える子どもたちの声を受け止めるため、1月9日から「子どもの心の相談員」を新たに配置しました。

専門のカウンセラー(心理士)が子どもたちの相談にあたり、問題の早期解決を図ります。

また、悩みを抱えているのは子どもたちだけではなく、子どもとの関係の中で、保護者のみなさんが心配に思っていること、悩んでいることについての相談も受け付けています。

みなさん、どうぞご利用ください。

「子どもの心の相談員」に関するお問い合わせは、学校教育課(1183)へ